

名古屋大学大学院環境学研究科同窓会 会則

平成 21 年 10 月 24 日承認

令和 4 年 12 月 5 日 改訂

第一章 総則

第1条 本会は、名古屋大学大学院環境学研究科同窓会と称する。

第2条 本会は、名古屋大学大学院環境学研究科の発展に貢献すると共に、会員相互の交流、親睦を目的とする。

第3条 本会は、会員の希望により支部を設けることができる。

第二章 会員

第4条 本会は次に掲げる正会員を持って構成する。

- 一. 修了生会員（環境学研究科の満了生を含む修了生）
- 二. 教職員会員（環境学研究科に係わる教職員、ならびに教職員であった者）
- 三. 特別会員（環境学研究科に係わる個人または法人で本会が特別に認めた者）

第5条 環境学研究科の在學生は、準会員とする

第三章 事業

第6条 本会は、本会則第2条に掲げる目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- 一. 会員に対する環境学研究科に関する最新情報の提供
- 二. その他、本会の目的に沿った事業

第四章 役員

第7条 本会には次の役員を置く。

- | | |
|------------|------|
| 一. 会長 | 1名 |
| 二. 副会長 | 若干名 |
| 三. 修了生会員代表 | 6～9名 |
| 四. 教職員会員代表 | 3～6名 |

2. 前項第三号の役員は、環境学研究科の各専攻が選任する。

3. 第一項第四号の役員は、環境学研究科の各専攻および研究科執行部から選任する。

4. 会長は、第一項第三号および第四号の役員が、修了生会員より選任する。

5. 副会長は、第一項第三号および第四号の役員が、修了生会員および教職員会員から選

任する。

6. 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
7. 全学同窓会の環境学研究科選出幹事は教職員会員代表から選出する。

第8条 会長は、本会を代表する。

2. 会長は、会務の執行を統括する
3. 副会長は、会長を補佐する。

第9条 本会には、名誉会長を置くことができる。

2. 名誉会長は、会長が委嘱する。

第10条 本会には、顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、会務に関連する重要事項について助言する。
3. 顧問は、会長が委嘱する。

第五章 組織

第11条 本会には、本会の重要事項を審議するため。運営委員会を置く。

2. 運営委員会は、役員で組織する。
3. 運営委員会は、会長が招集し、その議長となる。
4. 運営委員会は、委任状を含めて半数以上の委員の出席がなければ、会議を開催することはできない。なお、会議は電子メールやオンライン会議システム（インターネットを利用して遠隔地にいる者の間で会議を行うことができるシステムをいう。）等の情報通信技術を利用して開催することもできる。
5. 運営委員会の議事は、委任状を含めた出席者の過半数を持って決する。
6. 運営委員会で議決した事項は、メールニュース、交流の場等を通じて会員に報告する。

第12条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する

- 一. 会則及び細則の制定又は改廃に関する事項
- 二. 事業に関する事項
- 三. 経費に関する事項
- 四. 会員資格に関する事項
- 五. その他、代表が諮問する事項

第13条 本会において運営の実務を行うために、事務局をおく。

2. 事務局は、教職員会員代表から構成する。

3. 事務局には事務局長をおき、事務局の業務を統括する。
4. 全学同窓会の環境学研究科選出幹事は、事務局が担当する。

第六章 会計

第 14 条 本会においては、年会費等の会計を設けない。行事開催等にかかる費用は、参加する会員の負担を原則とする。寄付金があった場合は、経費の補助に充てる。

第七章 雑則

第 15 条 本会の運用年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 16 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、別途定める。

附則

この会則は、平成 21 年 10 月 24 日から施行する。

附則

この会則は、令和 4 年 12 月 5 日から施行する。